

死後事務委任契約書（手配のみの場合）

.....（以下「甲」という。）と一般社団法人いきいきライフ協会〇〇（以下「乙」という。）とは死後事務委任契約について、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の趣旨）

甲は、乙に対し、甲の死亡時における事務を委任し、乙はこれを受任して死後事務委任契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本契約は、甲の死亡後の事務を委託するものであるから、甲の死亡によって乙は委任事務を開始する。

第2条（委任者の死亡による本契約の効力）

- 1 甲が死亡した場合においても、本契約は終了せず、甲の相続人は、委任者である甲の本契約上の権利義務を承継するものとし、乙による死後事務の履行を妨げることはできない。
- 2 甲の相続人は、前項の場合において、第11条記載の事由がある場合を除き、本契約を解除することはできない。

第3条（委任事務の範囲）

甲は、乙に対し、甲の死亡後における次の事務（以下「本件死後事務」という。）を委任する。

- (1) 葬儀に関する事務
- (2) 納骨、埋葬、永代供養に関する事務
- (3) 宗教者の手配
- (4) 家財の処分に関する事務
- (5) 以上の各事務に関する費用の支払い

第4条（代理人の選任）

本件死後事務の処理に関連して、代理人の選任が必要となった時は、乙は代理人を選任することができる。

第5条（葬儀）

第3条(1)の事務については、甲の希望に基づき下記（斎場・葬儀場）にて行う。

☐ 指定する

業者名

所在地

☐ 一般社団法人いきいきライフ協会〇〇に一任する。

第6条（納骨供養等）

第3条(2)の事務を、甲の希望に基づき下記〇〇（寺院や教会等）に依頼する。なお、本契約締結後、甲は乙に対して永代供養等に必要となる証書等これに準ずるものを引き

渡す。

☐指定する

名 称

所在地

☐一般社団法人いきいきライフ協会〇〇に一任する。

第7条（関係者への連絡）

甲が死亡した場合、乙は、速やかに甲が予め指定する親族等関係者に連絡するものとする。

第8条（費用の負担）

乙が、本件死後事務を処理するために必要な費用は、甲が一般社団法人あんしん財産管理支援機構（代表理事 黒田泰）と別途締結する「預託金に関する財産管理委任契約公正証書」にて定めた預託金から支出するものとする。

第9条（報酬）

- 1 本件死後事務の手続きを履行するための報酬は、22万円（税込）とし、本件死後事務終了後、乙は相続財産からその報酬の支払いを受けることが出来る。

第10条（契約の変更）

甲又は乙は、甲の生存中いつでも、双方合意の上、本契約の内容を変更することができる。

第11条（契約の解除）

甲と甲の相続人又は乙は、次の事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 甲乙間の信頼関係が破綻したとき
- (2) 乙が、死後事務処理をすることが困難な状態になったとき
- (3) 乙が、経済情勢の変動、その他相当の理由により本契約を達成することが困難な状態になったとき

第12条（契約の終了）

本契約は、次の場合に終了する。

- (1) 甲が、破産手続き開始の決定を受けたとき
- (2) 乙が、解散又は破産手続き開始の決定を受けたとき
- (3) 甲乙間で本契約の合意解除がなされたとき
- (4) 甲が退院したとき

第13条（報告義務）

乙は、本件死後事務終了後1か月以内に、死後事務に関する次の事項について書面で

報告する。

- (1) 乙が本件死後事務につき行った措置
- (2) 費用の支出及び費用の明細
- (3) 報酬の收受
- (4) 一般社団法人身元保証相談士協会への報告義務

第14条（免責）

- 1 乙は本契約の条項に従い、故意又は重大な過失がない限り、甲及び甲の相続人に生じた損害について責任を負わない。
- 2 乙は、甲の死亡の事実を知った時から本件死後事務を開始するものとし、乙が甲の死亡の事実を過失なく知り得なかったときは、乙は次の責任を負わないものとする。
 - (1) 甲の死亡の事実を知らなかった事によって生じた損害
 - (2) 本件死後事務の内、甲の死亡の事実を知らなかった事によって履行不能となった事務
- 3 本件死後事務の内、甲の生存中、甲が乙に対して伝えていなかった事実について、乙はその責任を負わない。

第15条（守秘義務）

乙は、本件死後事務に関して知り得た甲の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

以上、本契約を証するため本書2通を作成し、以下に署名押印し、各自1通を保有する。

年 月 日

（甲）委任者

住 所

氏 名

（乙）受任者

一般社団法人いきいきライフ協会〇〇
代表理事

